

### 三、一九四五年(昭和二〇年)臨時總會決議録 (一九四五年(昭和二〇年)二月三日)

#### 昭和二十年臨時總會告辭

議長 主教 佐々木 鎮次

本日茲に日本聖公會再組織のため、臨時總會を召集し、各教區主教並に聖職・信徒代議員諸氏の御參集を得まして、臨時總會を開催致しまする神恩の優渥なることを感謝し、此歡喜を皆様と共に分ち合ひ度いと存じます。國法とは申せ、昭和十七年四月以降聖公會の體制を維持することが不可能となり、剩さへ一家分離の悲を具さに經驗致しました私共は、斯ることの永續すべからざることを確信致しましたものゝ、斯く短日月の間に之が復舊致さうとは夢想だに致さなかつたことで、それだけ皆様の御健在なる御姿を拜し、試煉の火を通過してキリストにある凱旋を味はしめ給ふことは感謝に堪へません。

『感謝すべきかな、神は何時にても、キリストにより、我らを執へて凱旋し、何處にても我らによりてキリストを知る智識の香を現し給ふ』てふ聖パウロの聖句(哥後二〇一四)を想起し、キリストを知る智識の香を現すことが出来るや否や反省せしめらるゝのであります。

此總會を起點に我らの薰する香如何が吾儕の問題となつてゐるのであります。私は此點を憶へて、以下私共の當面する二、三の問題につき所見を披瀝致し度いと思ひます。

#### 第一 合同問題の經過と復舊の問題

抑々合同問題が我邦に起つた原因は、宗教團體法の發令と共に教團たる資格が六ヶ敷く規定され、小教派が教團の資格を與へらるゝことが困難となり、大教派亦之に同情して居る折柄合同する教會には教團認可を與ふべしとの當局の意向に基き急速に其實現を見たのであります。然るに滿洲事件は支那事變に展開し、國內の體制は「總力結集」の一途に進められ、教會も思想的統一の對衆として合同を要請せらるゝに至つたので、當時の合同問題を通觀致しますと、宗教團體法に依つて觸發され、戦時體制の整備によつて推進せられたのが實状であります。

是に對する我が聖公會の態度は、前者の原因に關する限り、始終一致して單獨に教團の認可を得ることに努力を傾注し來つたのであります。然るに昭和十七年三月、一教團として認可を見ず、剩さへ教團としての認可は、到底近き將來期待し得ずとの風評に依り、戦時體制に協ふ措置をとることが國策に即應する所以なりとの聲が盛になり、不幸にして大阪教區が其音頭をとり、合同運動は全國聖公會を混亂の渦中に陥れたのであります。

私は當時の狀勢を想起して、合同によつて國策に順應し得ると考へたことに國民として無理からぬ點があつたことを認めるのに吝ならぬものであります。然し聖公會の綱憲に規定されあるものを棄てゝ之に赴くことは、國の基を培養するに足るキリスト教を樹立することになるとは決して思へなかつたのであります。悠久なる國本を啓培するものは、悠久なる神立の教會によつてのみ可能となるのであります。此點に就て合同するものと合同せざるものとの間に意見の相違を見るに到つた原因は何であつたか、其根本を熟考反省して將來の日本聖公會の中にキリストを知る智識の香を充實すべきであらうと思ひます。

反省すべき點として指摘申上げ度いことは、第一國家と教會との關係に就て明確なる信仰的見識を有すべきであつたと思ひます。

特に全體的國家觀の擡頭せる時期に多くの教會人が時流に押し流されて、教會が靈の世界の主位を如何なる意味に於て堅持し得るかを忘却し去つた點に大なる誤りがあつたと思ひます。

第二は主教制を一つの機構と見て、其存續が教會の生命の傳統を保持し、教會が賦與する其聖サクラメント奠の基礎た

る重要性を明確に把握して居なかつた誤りがあつたと思ひます。又教會生活の実踐に於ては、主教を師父として仰ぐ實生活が微弱であつたから、主教の聖別による聖職を教會の父として敬愛し、其裁決に服する心持も弱かつたことも見逃すことが出来ません。

第三は、合同運動の熾烈化するや、教會人として平素夢想だにし得なかつた信義を欠く行動が輩出したことであり、使徒行傳の教會に於てアナニヤとサツピラは信義を欠いた罪によつて死の刑罰を受けて居ります。

牧師が信仰の主張の爲、合同を肯じなかつた爲に其生活を脅かさるゝと云ふ様な事が教會内から起つたことや、主教を訴へて犯罪者たらしめむとする策動は、合同の是非を世に問ふ手始めではありません。是は教會自體の生命の低調を世に暴露した以外の何ものでもありません。私は斯る教會生活が日本聖公會創立五十年記念を迎へた教會から發生したことを銘記して教會生活の向上を祈らねばならぬことを痛感するものであります。

終戦に前後して開催された主教會は十月十八日聲明書を發表して、再出發の日本聖公會は法憲法規に復歸すべき事、並に合同問題に依りて分離したる諸聖職・諸教會は聖公會の一體なる原理に基いて復歸すべきことを懇請し、且其手續として「復歸式文」を制定し、之によりて聖なる交際を回復すべきことを定めました。此式文の骨子は、復歸者が聖公會を離れて合同の處置をとりしことを遺憾として表明し、爾後主教の下にありて傳道牧會に専心すべきを再誓せしむるものであります。

是によりて既に數個の教會及聖職が復歸を完了致しましたが、猶多數の者は式文が峻嚴に過ぐるとの如き言辯を以て之を遷延致して居りますが、必ず我等の眞意は彼等に徹底し、再歸の日が近くにあることを信じて疑はぬものであります。

空襲の被害は目に見ゆる建物の破壊でありました。合同の被害の中には再建に際して、顧慮反省すべき或るものを暴露したのではないかと思ひます。

## 第二 戦災と復興問題

聯合國の本土空襲は昭和二十年初頭から益々熾烈となり、東京・名古屋・神戸と相次いで罹災の憂目を見るに到りました。

全國の罹災教會は、

東京	十七	南東京	七	北関東	六	中部	八
神戸	九	東北	一	九州	九	大阪	七
京都	七	計	七一				

二百三十個の教會の約四割を占めて居ります。

合同した教會は六十一で、それより二十多い譯であります。私は此數字を一覧しただけで、聖公會の復興が内部的にも外部的にも略同様の緊要さを持つことを認めざるを得ません。

さて是が復興に就て各主教の見る所は教會が禮拜の中心たる祭壇を復興することを第一の急務と見て居ります。本建築の再建は附近の未だ罹災せるさ中に教會のみ再築することは周圍の民衆と苦難を分つ意味にて寧ろ謹まねばならぬと考へます。

然し牧師の住宅及禮拜所兼用の假家を建設して全能の神への奉仕に事欠かぬ様にすることは、第一の急務と信じ、昨日も建築家の來援を求めて會衆の數に應ずる規格式の小屋建設のため、聯合軍の斡旋に由り資材の供給を仰ぐ具體的手續を致しました。

斯る一部の復興の問題とせらるゝや、全面的に此際外國ミッションの援助を仰ぐことの可なりとする意見を耳に致しますので、主教會は此問題を慎重に検討し、左の結論に達しました。

其第一は、教會は自治自給を持統して英米母教會の援助を悃望致し度いと云ふ點であります。私共現在の困難窮境を訴へますならば、母教會は我等の思ふ所以上の援助を申出らるゝかも知れません。然し私共は昭和十五年宣教師の歸国を要請するに際し、其援助を辭退し、且つ日本聖公會の責任が如何なるものなるかを自覺し、之を實現するに最善の努力を拂ひました。此自覺は戦争の影響ではなく、教會に對する義務の自覺から教役者は減俸に甘んじ、信徒は献金増額を計り、之を辛うじて達成したのであります。此自覺と使命は終戦の今日に

於ても後退すべきでない」と云ふのが主教の一致した所信であります。

依つて過ぐる十月タッカー主教から在マニラのピンステッド主教を日本聖公會の實狀調査の魁として送られた時、私共は斯く御回答した次第であります。

「東京・大阪・名古屋に於て殆ど全教會焼失し、再築の資材入手困難の現状なり。

是らの教會の再築或は修繕の資材に就て御援助を得ば幸なり。

教會の自給は昭和十五年以來各教區共自給の方針に進みたり。當時急を要する資金に對しては、教區資金及監督資金を夫々各教區に分配し、辛うじて今日まで維持を繼續し来れり。而して過去三年間に微弱なる教會は之等の分配金を殆んど使用し盡したる状態なり。

然れ共、日本聖公會は教會の維持に關する限り、各自最善の努力を盡して之に當る覺悟なり。傳道の爲宣教師の援助は戦争の人心に及ぼせる影響よりして、今直ちに御來援を乞ふ迄に至らずと諸主教は意見の一致を見たり。

只復興途上にある社會事業及教育事業に關しては、その援助を希望する向き多く、斯る宣教師の來援は大に歓迎する所なり。」

又曩に布教に従事せる宣教師諸氏の信徒を奨勵し、之を慰問する目的を以て御來朝あることは我等の信仰上喜びに堪へざる所なり。

傳へきく所によると、米國聖公會は支那・日本・比島の救援資金として五百万弗、邦貨七千五百万圓の募集をし、タッカー主教は明春三月頃、傳道局ワード博士の後任たるアヂソン博士及フランクリン博士を帶同して來朝の由である。是ら練達の士と主教は會同して日本聖公會の復興に關し協議を進め度く、準備中である。最後に復興の一環を爲す傳道問題に就て一言し度い。

### 第三 傳道方針

敗戦に依て我國は大なる幻を與へられた。

それは畏くも詔勅の中に仰せ出された平和國家再建であります。平和國家を建設する爲に上御一人より下萬民に至る迄、悉く福音に依て救はるゝことが其主途たることは言ふ迄もありません。天皇の爲祈願し來つた聖公會は、今こそ陛下の御救ひのため、眞心こめた熱禱の献げらるべきを信じて疑ひません。

而して下萬民のための傳道は、我國民生活の基本となる農民傳道に指向さるべきであります。戦前農村傳道と云ふ叫びが一時教會を風靡したことがあります。その動機は教會の強化を計るため、移動性の少い農村を教化しなければ、教會の基礎が何時迄経つても脆弱であると云ふ見方でありました。然し今日はそう云ふ立場からではありません。農業に依らなければ國が成立たないと云ふ立場に直面して全國の農民に傳道をする必要が感ぜられるのであります。此の重要な使命を達成するため聖公會の傳道政策が再検討され、農民を教化する爲凡ゆる方策を結集することが、今教會に要請されてゐるのであります。

今や我等の日時計はヒゼキヤ王のときアハブの日時計が十度後退した如く、凡ゆるものが後退しました。日影が後退した程度ではありません。曆日五六十年後退したのであります。明治初年からの傳道は其當時の歐化主義に誘引されて、中産の知識階級を傳道の對象として傳道が進められました。それ故當時の「城下」と云はれる町々には何處にも傳道所が設けられ、キリスト教は駉々乎として中流階級に浸透し「城下町」が「中・大都市」に發展すると共に都會の宗教となりました。

今我らの時世は五十年後退し「城下」目當の施策から解放されたのであります。

私共は今や我國の進運を荷ふ土の民、瑞穂の皇<sup>オホミツカミ</sup>民を目指して進む入口に立つたのであります。

先づ私共は農民教育の機関として農牧學校を起しませう。今迄都會中心の幼稚園・保姆養成學校の如きも其一環として特質を農民向に切り替へませう。

又各教區には農民傳道のセンターを起し、教役者も土に親み、教區内の篤農家を招じて農民の實際的指導に役立つ智識を普及し、或は海外の農業専門智識を有する宣教師の働を招致して廣く智識を世界に求める施策をとるべきであります。

かくして教役者の農村屯田、都會の自給難を緩和する道を拓くことせう。

私は日本聖公會が此新しい幻の實現に凡ゆる智識と實力とが傾注されることを望んで止みません。

終りに臨み、本日の議事に就一言致し度いと思ひます。

第一は代議員の定數であります。今回は教會の現状に於ての困難に鑑み、定員を減じて各二名宛となし、主教を通し各教區の意向を御議り致しましたので、今回は之を合法的のものと御認めを願ひ度く思ひます。

而して法規の改正は別の機会に譲り度いと思ひます。

第二は中部教區から教會名の統一に關する建議案でありましたが、教會名の統一と云ふことは、宗制の統一に關して責任のある主教會で兼々當局とも交渉し、宗團法の廢止と共に舊に復することを至當と認め、且日本聖公會の教團名を之に冠せることが適當と認め、各主教の申合せに基き、日本聖公會何々教會何々聖公會と致す現名を採用することになりましたので、議案として茲に提出せず、御主旨の徹底を期しましたので御諒承を願ひます。

以 上